◎　臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省告示第二十四号）抄

改正	現行
別表第三（第十二条関係） 別紙（略）	別表第三（第十二条関係） 種類 ストロンチウム９０及びアルファ線を放出する同位元素 物理的半減期が３０日を超える放射線を放出する同位元素（水素３、ベリリウム７、炭素１４、いおう３５、鉄５５，鉄５９、及びストロンチウム９０並びにアルファ線を放出するものを除く。） 物理的半減期が３０日以下の放射線を放出する同位元素（ふっ素１８、クロム５１、ゲルマニウム７１及びタリウム２０１並びにアルファ線を放出するものを除く。）並びにいおう３５、鉄５５及び鉄５９ 数量 三・七キロベクレル 三七キロベクレル 三百七十キロベクレル 濃度 七十四ベクレル 七十四ベクレル 七十四ベクレル

水素３、ベリリウム７、炭素１４、ふっ素１８、クロム５１、ゲルマニウム７１、及びタリウム２０１	三・七メガベクレル	３７０メガベクレル

備考　放射性同位元素の種類が二種類以上の場合については、この表の上欄に掲げる種類の放射性同位元素のそれぞれの数量のこの表の中欄に掲げる数量に対する割合の和が一となるような放射性同位元素の数量とする